4　法第20条第４号の要件への適合性

(1)　事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は、要対策箇所及び津波災害警戒区域を通過していることから、被災による通行止めのおそれがあるほか、道路構造令に規定する最小曲線半径を満たさない区間が存在しており、正面衝突等による交通事故が複数発生している状況である。

本件事業は、このような状況に対応するため計画されたものであり、本件事業の完成により、要対策箇所及び津波災害警戒区域を回避し、自然災害発生時などにおける現道の機能の補完・代替が可能となるとともに、道路構造令等の規格に適合した道路が新たに整備され、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、福井県内における本路線の沿線自治体の長からなる国道８号敦賀・南越前バイパス建設促進期成同盟会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

3(3)で述べたように、本件事業の事業計画については、合理的であると認められることから、起業地の範囲は、公益性を発揮するために必要かつ最小限の範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられており、使用の範囲は、それ以外の範囲とされている。

したがって、本件事業の起業地の範囲及び収用又は使用の別については、合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものと認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　福井県敦賀市役所

○観光庁告示第十四号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十七の規定に基づき、一般財団法人日本旅行業振興協会（登録研修機関第六十四号）から住所及び研修業務を行う事務所の所在地を変更する届出があったので、同法第十二条の二十八第二号の規定により次のとおり公示する。

令和八年七月十三日

観光庁長官　村田　茂樹

一　住所の変更

変更前	東京都港区六本木四丁目九番二号俳優座ビル七一一室
変更後	東京都渋谷区代々木二丁目二十三番一号ニュースティトメナー一三二二

二　研修業務を行う事務所の所在地の変更

変更前	東京都渋谷区代々木二丁目十三番五号ＫＴ新宿ビル五階
変更後	東京都渋谷区代々木二丁目二十三番一号ニュースティトメナー一階教室

三　変更の年月日　令和五年五月九日

国会事項

衆議院

会議

七月十日（金曜日）　午後一時三十分　本会議

参議院

議事日程

七月十日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第二十七号

令和八年七月十日（金曜日）

午前十時開議

第一　情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第二　個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第三　労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

議案提出

七月九日議員から次の議案が提出された。

国による全ての水俣病の被害者の救済の実現に向けた給付金等の支給に係る制度の創設に関する法律案（打越さく良外九名発議）（参第一六号）

議案付託

七月九日議長は、次の衆議院提出案を委員会に付託した。

公職選挙法及び特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律の一部を改正する法律案（衆第二六号）

政治改革に関する特別委員会に付託

議案送付（予備審査）

七月九日議長は、次の議員提出案を衆議院に送付した。

特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案（小西洋之外三名発議）

報告書提出

七月九日委員長から次の報告書を提出した。

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案（閣法第五六号）審査報告書

人事異動

内閣

○外務大臣臨時代理解職

国務大臣　木原　稔

外務大臣茂木敏充帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

○防衛大臣臨時代理解職

同　あかま二郎

防衛大臣小泉進次郎帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に防衛大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（以上七月九日）

内閣府

（大臣官房）内閣府事務官　小泉　智明

内閣官房に出向させる

（内閣官房内閣参事官（内閣広報室））内閣事務官　田村　響

内閣府事務官（大臣官房）に転任させる

こども家庭庁に出向させる（以上四月六日）

（国土交通省港湾局付）国土交通技官　濵口　信彦

内閣府技官（総合海洋政策推進事務局参事官（海洋開発等重点戦略担当））に転任させる

（賞勲局審査官）内閣府事務官　佐藤　勇輔

男女共同参画局参事官（地域政策担当）に配置換する

（企画官（政策統括官（共生・共助担当）付）同　堀江　典宏

参事官（孤独・孤立対策担当）（政策統括官（共生・共助担当）付）に昇任させる

（宇宙開発戦略推進事務局参事官（国際担当）付企画官）同　相川　祐太

宇宙開発戦略推進事務局参事官（宇宙活動法担当）に昇任させる（以上四月八日）

（海上保安庁警備救難部付）海上保安官　枝村　和茂

内閣府事務官（参事官（生活関連施設等担当）（政策統括官（重要土地担当）付））に併任する

（同）同　市山　卓己

内閣府事務官（参事官（生活関連施設等担当）（政策統括官（重要土地担当）付））の併任を解除する（以上四月十五日）

（国土交通省港湾局付）国土交通技官　三島　理

内閣府技官（沖縄振興局参事官（振興第三担当））に転任させる

（沖縄振興局参事官（振興第三担当））内閣府技官　宮津　智文

沖縄総合事務局開発建設部長に配置換する

（沖縄総合事務局開発建設部長）同　山本　大志

国土交通省に出向させる（以上五月一日）